

仕 様 書

1 業務名

アイヌの食文化に関する映像コンテンツ等制作業務

2 業務概要

現代版「家庭でできるアイヌ料理」のレシピの開発及びその調理過程をまとめた映像コンテンツとリーフレットデータの制作

3 目的

食文化は、自然環境や社会条件、伝統的な行事、作法と結びついた地域の特色のある生活様式を反映している。

アイヌ料理についても、様々な社会変化の影響を受けながらも独自の文化として生き続けているアイヌの生活様式を反映しており、これを学ぶことでアイヌ文化に対する理解を深める一助となる。

本業務は、料理を通じて市民が日常生活の中で気軽にアイヌの生活様式に触れる機会を設け、アイヌ文化に対する市民の理解・関心を深めることを目的に、現代版「家庭でできるアイヌ料理」のレシピを開発し、その調理過程をまとめた映像コンテンツとリーフレットデータを制作するものである。

4 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

5 業務内容

(1) 共通事項

ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュールを記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また、事業の進捗状況を綿密に委託者に報告すること。

イ レシピ開発者及び映像出演者として、アイヌ民族1名以上（市内在住者）、料理研究家（料理教室講師やシェフ等、居住地不問）1名以上を確保すること。

○ アイヌ民族の選定

プロ・アマを問わず、アイヌ伝統料理の知識を有し、調理することができるアイヌ民族とする。選定にあたっては、委託者と調整の上、市内のアイヌ関係団体の協力を得ること。

○ 料理研究家の選定

料理・レシピ本の出版実績のある者又はテレビ放送（地上波、衛星）に出演実績のある者とし、選定にあたっては委託者と調整すること。

ウ 制作する「映像コンテンツ」及び「リーフレットデータ」について、アイヌ文化に対する理解促進及び料理の再現性の観点から、出演したアイヌ民族及び料理研究家の監修を受けること。

エ 受託者は、制作における必要な人員、スタジオ、機材、食材等の消耗品等を確保すること。なお、撮影や編集に係る一切の経費はすべて事業費に含むものとする。

(2) 現代版「家庭でできるアイヌ料理」のレシピの開発

以下の点に留意しつつ、12品を開発すること。

- ・開発したレシピは月替わり（1月～12月の12か月）で紹介することを想定しているため、北海道の季節の移ろいを踏まえた多様な食材を利用すること。
- ・アイヌ文化の年中行事との密接な関わりを考慮すること。
- ・家庭で調理可能な料理とするため、食材はスーパーマーケット等で購入可能なものとする。
- ・現代の日常生活に合わせ食材・調理方法を工夫すること。

(3) 映像コンテンツの制作

ア 映像コンテンツの用途

札幌市アイヌ文化交流センター、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」及びYouTube札幌市公式チャンネル等で放映することを想定している。

イ 映像コンテンツの内容

以下のとおりとする。なお、制作にあたっては、制作物がイメージできる映像シナリオや構成案等を事前に委託者に提出し、調整すること。

- ・前述（2）で開発した料理の調理映像 各10分程度×12本
（各レシピの考案趣旨やアイヌの生活様式との関わりを含む）
- ・レシピ開発及び映像コンテンツ制作中のメイキング映像 5分程度×1本
- ・映像ボリューム合計＝調理12品×10分＋メイキング5分＝125分程度

ウ 字幕、BGM など

- (7) 各映像にタイトルを付すこと。また、映像と調和する BGM や音響効果を使用すること。使用する BGM 等は、フリー音源の無期限使用のものとする。
- (イ) 必要に応じて日本語字幕の挿入を行うこと。
- (ロ) タイトル、字幕等の内容は、受託者が企画するが、その詳細については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (エ) 出演者名及び映像の発信元が札幌市であることがわかるようなクレジット表記を挿入すること。なお、制作スタッフ等のエンドロールは省略する。

エ 映像データ等の規格

- ・解像度：2K（FHD）以上
- ・画面の縦横比：16：9
- ・データ形式：WMV 形式及び MP4 形式の 2 形式

(4) リーフレットデータの制作

ア リーフレットの用途

札幌市アイヌ文化交流センターに配架する。

リーフレットの位置付けは前述(3)で制作する映像コンテンツの補助資料とする。

イ リーフレットデータの内容

前述(2)で開発したレシピについて、調理方法や文化的特徴を紹介するため、以下のような内容を掲載すること。

なお、制作にあたっては、制作物がイメージできる構成案等を事前に委託者に提出し、調整すること。

- ・調理所要時間
- ・材料
- ・調理方法
- ・各調理工程における写真
- ・レシピの考案趣旨やアイヌの生活様式との関わり

ウ リーフレットデータの規格

- ・1品ごとに A4 用紙 1 枚（両面、カラー）とする。（計 12 枚）
- ・内容の詳細については、前述(3)で制作する映像コンテンツに誘導する取扱いとすること。

6 納品物

指定された納品期限までに、指定された納品場所に DVD 等で 2 セットを納品すること。

また、リーフレットデータについては、PDF 及びイラストレーター等のオリジナルデータを提出すること。

7 納品期限

令和 5 年 3 月 31 日（金）

8 納品場所

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課事務室

9 映像の使用目的及び使用範囲

(1) 使用目的

本作品は、アイヌ文化の振興を目的として、札幌市及び札幌市から委託若しくは許可を得た者が使用することができる。

(2) 使用範囲

期間、地域、媒体については限定しない。

(3) 目的外使用

成果物の目的外利用については、委託者及び受託者の協議により決定する。

10 著作権等について

(1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果品（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を

含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

12 その他の特記事項

- (1) この業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。
- (5) 受託者は、本契約の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託事業を第三者に再委託してはならない。但し、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。